

武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会（第16回）

■日時 令和5年7月28日（金） 午後7時～午後9時34分

■場所 市役所西棟4階412会議室

出席委員：渡邊委員長、木下委員、久留委員、古賀委員、鈴木委員、中村委員、箕輪委員、
吉田委員、伊藤委員、恩田委員

欠席委員：岡部副委員長

1. 開 会

委員長が開会を宣言し、企画調整課長が配布資料について説明した。

2. 議 事

(1) 計画案について

【委員長】 今日と次回で計画案について、しっかりと議論し、最終的な確認をとりたい。量が膨大なので、まず前半部分について、その次に緑・環境、都市基盤、行財政の3分野、最後に、健康・福祉、子ども・教育、平和・文化・市民生活分野について議論する。

企画調整課長が、資料1-1「計画案 Ver.2.0（修正履歴あり）」の前半部分について、「Ver.1.2」からの修正点を中心に説明した。

【A委員】 15ページの「こども家庭庁の創設」について。去年、こども基本法が成立し、こども家庭庁ができた。こども基本法のこともこの項に入れていただきたい。

【委員長】 こども家庭庁はこども基本法という理念法のうえで創設されたことを明確化する。

【B委員】 DXの表記について。用語解説は「DX」で書かれている。本文は、分野ごとにDXについて記載しており、例えば、健康・福祉分野には「医療DX」という表現がある。これは、DXは幅が広いのでという考え方によるものか。

【企画調整課長】 「医療DX」、「自治体DX」を逐一用語で取り上げていくと切りがなくなるので、用語説明は、一番よく使われる「DX」にした。文脈によっては「ICT」「デジタル技術」等、最も当てはまる言葉を使っている。

【委員長】 DX全般を武蔵野市が推進するわけではない。例えばキャッシュレス化の推進が自治体DXかというところはある。武蔵野市の長計であるということを踏まえ、基本は自治体のDXについて記述した。

【B委員】 13 ページで、「DXの推進」が「自治体DXの推進」になって、キャッシュレス化が自治体DXとどう絡むのかが見えなかった。修正前の「DXの推進」なら、例えば市の窓口行政においてキャッシュレス化を進めるという話でつながるが、一般的なキャッシュレス化ということだと表題と合わなくなる。

【委員長】 「自治体DXの推進」という提案をしたのは私だ。基本は自治体の話だが、キャッシュレス化をどう位置付けるかが難しく、一旦置いている。ただ、「自治体DXの推進、デジタル化への対応」とすることで、対応できる。整理して、矛盾がない形にする。

【C委員】 12 ページの「人生100年時代」の10行目「性別役割分業を前提としない」について。性別分業をわざわざ書くのは、かえってマイナスではないか。

【委員長】 「人生100年時代」はリンダ・グラットンの議論等を踏まえて記載した。長寿が当たり前になると、年齢区分や性別分業が変化する。その中で、それぞれの属性を認めた多様な働き方、リスクリングを考えていかなければいけない。特に、性別役割分業を前提としてきた高齢男性は、ひとり暮らしが難しいという現象が起きている。高齢期になる前段階から多様な働き方を尊重していこうという文脈に性別役割分業を入れてもいいのではと思うが、違和感を否定できるものではないので、持ち帰り、改めて検討する。

【委員長】 「市政を取り巻く状況」の最後には、将来人口推計など新しいものも入り、様々な変化について文脈が通り、わかりやすくなった。

重点施策は、第六期長期計画のものを基本的に踏襲し、六長調でしっかりと見直す。コロナ対応という、やや特殊な部分はあるが、新たな重点施策またはバージョンアップは六長調ではしない形で進める。計画案公表後は、市民、議員、職員の方々からの意見を受けて、策定委員会で最終的に判断する。

続いて、企画調整課長が、資料1の(4)緑・環境分野、(5)都市基盤分野、(6)行財政分野の修正点を中心に説明した。

【D委員】 67ページ10行目のイーストエリアについて。「民間開発事業の動向を注視する」と書くことで、市は具体的にどう施策に落とし込むのか。

【企画調整課長】 今、既につくられようとしているものに対して、後追いで規制をかけることはできないため、具体的な施策を書けない。ただ、これだけ地域で話題になっているものについて、調整計画で何も触れないというわけにもいかないことから、まずはこの動向を見る。環境浄化の取組みも、今の時点で書けるものとしてはこれが精いっぱいだ。ここは今後の意見交換で様々な意見が出ると予想している。

【委員長】 民間事業者も市民である。様々な意見を踏まえて、安全で安心なまちづくりのためにできることを探る必要がある。

【E委員】 都市基盤分野のイーストエリアについての記載は、民間開発ということであって、風俗関係の話だけではない。今、土地利用が動いており、商業施設あるいは風俗関連施設ができるということをトータルに見て、まちづくりの方向性を考えている。

環境浄化推進地区については、平和・文化・市民生活分野で、市民の安全という視点で書き加える。

【F委員】 去年から東京都の環境審議会の委員をしている。3日前にも環境審議会があり、そこで私は4点ほど指摘した。武蔵野市の長期計画にも関わることなので話をする。

東京都は今年度、生物多様性地域戦略を公表した。東京都は奥多摩から島嶼まで環境が違うので、地域ごとに調査し、戦略を立てた。武蔵野市は、典型的に都市近郊の台地状のまちと位置付けられている。また、そこでどういう環境を大事にしなければいけないかということが指摘されている。しかし、東京都が上位計画として地域戦略を立てても、それが地元の区市町村に伝わらなければ意味がない。東京都と区市町村との対話の必要性を指摘した。逆に、武蔵野市も東京都の地域戦略を認識し、受けとめる必要がある。

2点目として、有機フッ素について東京都に、調査と方針立てを遅滞なく行ってほしいと要望した。回答は「国の動向を見守る」とのことだった。

3点目は、水道の広域化だ。武蔵野市も東京都の方針である広域化に乗ろうとしている。リスク分散の意味も含めて、これから変わる水道行政をしっかりとってほしいと要望した。

4点目は、武蔵野市とは直接関係ないが、参考までに申し上げる。今、下水道からリンを回収して、肥料に戻す技術がある。これを下水道局に導入するよう去年、要望したところ、今年度、民間企業と研究を開始したとの答えがあったので、期待している。

【委員長】 東京都生物多様性地域戦略について今調べて、5月にできていることを初めて知った。これとの関連について、市はどう受けとめているか。

【企画調整課長】 情報を持ち合わせていないので、確認する。

【G委員】 55 ページ 18 行目からの「森林環境譲与税の財源活用も含め、既存事業に加えて」という文章について。森林環境譲与税は市の財源である。ここは、国から受けるものだと明確にしたかったのか。文章のつながりがわからないので、「既存事業に加えて（中略）新規拡充や森林由来のクレジット」をはじめとしたプロジェクトで譲与税を使っているとも読めるし、そうではない読み方もできる。財源としての森林環境譲与税とそれ以外の財源も使ってほかの環境関係のプロジェクトも検討するというを明確に表記したほうがよいと思う。

66 ページの 27 行目「吉祥寺・三鷹・武蔵境駅周辺においては、防災の視点を大前提に置くとともに」は唐突感がある。道路の拡幅をして、緊急車両を通すという優先道路の話か。耐震補強をしないとまちの集客施設の中で人が死んでしまうということか。防災の視点を大前提にして、駅周辺でやろうとしていることを具体的に書いたほうがいい。

【総合政策部長】 森林環境譲与税に関する文章については、作業部会で議論した。武蔵野市は、今の法制度でいう森林はないが、雑木林をはじめとした緑に力を入れてきた。今の時代の視点も入れて、さらに進めることを前提としていたところへ、森林環境譲与税が無視できない金額で入ってきた。ただ、現状ではその用途について市内の施策に適用するのが難しい。譲与税の用途に充てられるものは、ここ数年、変化している。計画案では、用途を詳細に書くのではなく、財源が増えた中で新たな視点も含めて事業を拡充すると書きたかった。伝わりやすい書き方を工夫する。

【企画調整課長】 66 ページの 27 行目の「防災の視点」について。基本施策 6 に、3 駅周辺のまちづくりで、それぞれの魅力についての記載がある。関東大震災 100 年目を迎える中で、防災は大前提であり、あえて書かなくてもという思いがある一方で、心配する声が寄せられているのも事実だ。それぞれに書くよりも、基本施策 6 のリード文で書こうというのが庁内での議論だったが、唐突感があるということなら、言葉を補うなど考える。

【G委員】 森林環境譲与税は、例えば「新たな財源である森林環境譲与税の活用策」、あるいは「活用も含め、」で切れれば、メッセージは伝わる。

66 ページは、「大前提」に唐突感がある。「防災の視点を持つことは当然のこととし、さらに」とすれば、より明確になる。

【委員長】 市は森林整備事業をしている。また、森林環境譲与税で森林保全事業もしたい。ただ、現段階では、武蔵野市には法的な森林はないということになっている。前回、C委員が調べていただいたところによると、この先、雑木林も森林に入るかもしれない。東京都にかなり前に聞いたときには法解釈的にはだめとされたことでも、変わる可能性がある。例えば「幅広く市内外の森林保全事業の新規拡充や森林由来のクレジットを活用したカーボン・オフセットの取組み等」として、チャンスがあれば、市内のものにも活用する。法的に難しいということであれば、まずは市内外のできるどころからチャンスを見つける。そういう努力が見られる記載をしてはどうか。全て奥多摩などに使うという話ではないということが見える形にすることが重要だ。

【A委員】 69 ページの「市民参加の充実と情報共有の推進」について。中高生世代の意見を聞き、それを反映させる仕組みにということだが、「若い世代をはじめとする市民が」は中高生のことか。中高生を含む市民か。主語がわかりづらい。文章の前半で「市民が」、後半で「市民の声」がとなっているので、主語と述語の関係性を整理すると、読みやすくなる。

「多くの市民の声が集まってくる環境づくりに努める」は、ここの文章の全体をまとめた言葉で、発信してもらったことを市が受けとめて、市政に反映する仕組みを研究し、検討することが環境づくりということと理解していいのか。

【G委員】 ここの文章は私が修正した。「若い世代をはじめ」の趣旨は、若い世代と市民で、並列だ。私たちは今、市民の声を集め、施策に反映させていこうとしている。市民の意見が表明できる絶対的な権利の一つは参政権だが、若い世代には参政権を持っていない人たちがいる。この世代の声は、一步踏み込んで取りに行かないと、行政も施策設計が難しい。そういう観点から「をはじめ」で特出しした。26 行目の「進め」は時系列を追っている。情報を集め、仕組みの研究・検討もして、より多くの市民の声が集まる環境をつくる。市民は声を一生懸命届けてくれるが、それが施策に展開できなかつたら、発言してもしょうがないという諦めにつながる。市が意見を聞きに行くという姿勢についての話

もあつたが、より多くの市民の声が自然と集まる環境をつくることを意図して書いた。

【A委員】 市民のことを書いて、中高生世代についての文章と分けることで、中高生世代の意見を聞く体制を整えるという趣旨を足すことができるのではないか。

【総合政策部長】 「はじめ、市民が」、続いて「仕組みや」となっているので、どれが主語で、それを受けた「仕組み」の関係がどうなっているのか、文としてわかりづらくなっている。文章を整理したうえで、分けるかどうか、G委員と調整する。

【G委員】 「若い世代」を特出しして書いてしまっているのか、皆さんのコンセンサスを得たい。前回、若い世代だけを書いたら、そこはちょっと違うのではないかという話があり、「若い世代」を少し弱めた。行財政分野の担当としては「若い世代」を特出ししたいという気持ちを持っている。

【委員長】 まず、読点が多く、1つの文章が長くて読みにくいので、読みやすくする。

前の版は若い世代を中心に書いていたのに対し、若い世代だけでなく、もう少し広い形にしたが、いろいろな要素が入って、わかりにくくなった。「若い世代」を書くということについてはオーケーか。

【F委員】 東京都の環境審議会の中でパブリックコメントをとったところ、地球温暖化、CO₂削減、太陽光発電については18歳以下の若い世代の回答が多かった。自分たちの将来に関わることについて、若い世代は危惧している。若い人はこういうことには割とサイレントかと思っていたが、非常に積極的であることが数字に出ていた。長期計画も、タームが長い。そういうものに若い人の意見を吸い上げるのは大事なことだ。

【委員長】 若い世代の方々にたくさん意見を言ってもらいたいというのは、我々の一致する意見だ。ただし、2行目以降の「市民が多様な意見を主体的に発信する仕組みや」で、仕組みづくりの重要さと若者世代の重要さを併記して、力点がわからなくなっている。ここは文を分けるなどして、趣旨が伝わりやすくする。

【B委員】 55ページの13～16行目の「また」以降は文章が長い。しかも、「老朽化や生活様式の変化等に伴う多様なニーズの変化等に対応した公園緑地の魅力向上のため、グリーンインフラの視点を取り入れながら既存ストックのリニューアルを推進する」は、読んでもよくわからない。特に「グリーンインフラ」は、アスタリスクがついていないが、用語解説（資料2）に掲載されている。しかし、用語解説も難しいので、あわせて読むと、なおさらわかりづらい。「既存ストック」も、よくわからない。書かれた趣旨は理解する

が、文章表現を直したほうがいい。

56 ページ、基本施策5の「様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保」について。「生活環境の確保」は、市民の関心の高いところだが、16行目に「また、総合的な受動喫煙対策とまちの美化の推進に取り組む」とある。武蔵野市のホームページには、まちの美化で、公衆トイレ、喫煙所、路上喫煙地区について書かれていた。生活環境を維持する取組みは、外国人観光客などの往来が増えることも考慮し、丁寧に書いたほうがいい。

71 ページの7行目に「延命化も含めた」が足された。今、国で使っている表現は「長寿命化」だ。国は40年の耐用を長寿命化で延ばす方向に動いている。その最たるものが原発だ。長寿命化には、建築の段階から長寿命化を図る長寿命化と、改修と修繕を行う長寿命化がある。また、公園についての記述で「老朽化対策」という言葉を使っていた。用語の整理をお願いしたい。

【委員長】 延命化と長寿命化と老朽化対策の意味の違いがわからないので教えてほしい。

【総合政策部長】 まず、老朽化に関しては、例えば30年ぐらいたつと設備等は老朽化するという状況とお考えいただきたい。

市では、第2期公共施設等総合管理計画で長寿命化と延命化について整理した。例えば鉄筋コンクリートで40年耐用のものを、メンテナンスしながら60年間使おうというのが長寿命化だ。延命化は、例えばコンクリートの状況がよければ、さらに手を入れることで、より長く使う。60年のもので言えば、10年前の50年ぐらいのところで点検を入れて、60年までの長寿命化で更新し、さらに10年ないし最大20年の、全体80年まで延命化する。用語説明に入れるかどうかについては考えさせていただきたい。

【委員長】 市の公共施設等総合管理計画等も踏まえると、この言葉遣いが妥当だ。用語解説に置くことも検討してほしい。

【E委員】 56 ページ「生活環境の確保」の最後の受動喫煙に対しては、57 ページでこれまでの取組みと、現在の取組みと、今後の対応について記述している。その全体の頭出しに唐突感がある。若干説明を入れたほうがいい。

【C委員】 55 ページの緑と水のネットワークのところ、「歴史的な緑」が何を指すのか、雑木林か、農地か、わかりにくい。

4～6行目に「緑」が何回も出てくる。もう少し文章をまとめてはどうか。

次世代に引き継ぐ豊かな緑だけでなく、「豊かな緑と水のまちとしての武蔵野市を次世代につなぐ」としたほうがいい。

行財政分野の基本施策4（6）に『財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針』を改定する」とあるが、どのような改定になるのか、よくわからない。書き込む必要があるのか。

【企画調整課長】 財援団体に対する指導監督の基本方針の策定は平成21年で、相当前という背景がある。基本方針なので、細かなことは書いていないが、当時の公益法人改革についての言及があるので、時点修正をしなければいけない。また、この間、市の14の財政援助出資団体は、市民生活を支えてきた。市にとってのパートナーという位置付けで捉え直した文脈の方針につくり直したい。

【委員長】 改定にあたり、委員会を立ち上げるのか。それとも、市で行うのか。市が行うのであれば、方針を書いたほうがいい。

【企画調整課長】 どういう形にするか、具体的なことは今まだ決まっていない。

【G委員】 コロナのときの活躍で改めて存在意義が見えてきたので、随分前につくっていたものを見直したほうがいいだろうということで書いた。コロナ禍で評価が随分と変わった。

【委員長】 健康・福祉分野の実績のところも書き込みを厚くして、いかに柔軟な対応がとられたのかがわかるようになっている。どこまで踏み込むかについては、事務局で確認願いたい。

【A委員】 74 ページ2行目「福祉職などの他の専門職については、そのあり方や人材確保の方策を検討する」の「あり方」の中身はどういったことを想定しているのか。

【企画調整課長】 福祉専門職のことについては、健康・福祉分野、子ども・教育分野で、来年度予定している人材育成基本方針の改定で具体的に検討する。健康・福祉分野、子ども・教育分野では、それぞれの職層、職種を網羅的に書いた方針が市にあることに触れているが、行財政分野では広く捉えて、結果的に人材育成基本方針という言葉はない中で「あり方」という言葉だけが残ってしまった。言葉を補うのかどうするか考える。

【委員長】 配置の「あり方」か、取扱いの「あり方」か、この言葉でいいのかについても確認願いたい。

【B委員】 健康・福祉分野は、31 ページ29行目で「社会福祉士等の資格保有を要件と

する福祉専門職の採用も含めて検討する」と、専門職の職名や資格名、「採用」という言葉を出して踏み込んでいる。行財政分野は「あり方や人材確保の方策を検討する」で、まだ具体化していない。書くのであれば、並びをそろえたほうがいい。

【委員長】 子ども・教育分野でも、35 ページに相談支援における福祉専門職のあり方が書かれている。資格を書いたわけではないが、何で活躍してほしいかは明確になっている。行財政分野は、全体的な、大きなところとはいえ、やや抽象的だ。「あり方」が何を意味するのか確認して、整理してほしい。

【H委員】 福祉専門職の、行財政分野以外に書いてあるところは、この調整計画で記載が残れば、ぜひ採用の方向で検討したい。一般職、技術職、保健師のあり方は人材育成基本方針で検討したが、保育士、栄養士等は人材育成方針には具体的に書かれていないので、明確にしたい。福祉職を採用した場合、どういう職場に配置して、どう育成するか、これから検討するため「あり方や人材確保の方策を検討する」という記載にしている。

【委員長】 健康・福祉分野や子ども・教育分野に関しては、具体的な問題への対策として、採用全体の方針とは異なる観点から専門職について扱っている。ただ、ここだけではその読み取りができないので、踏み込むことがあるかどうかを考えていただきたい。

【F委員】 55 ページ 15 行目「グリーンインフラの視点を取り入れながら」でひっかかった。用語説明の「グリーンインフラ」は、意味を的確に捉えていない。グリーンインフラとは、道路や鉄道等グレーインフラに対峙したインフラを言う。農地はグリーンインフラだが、雨水浸透施設はあまり関係ない。ここは直したほうがいい。

【委員長】 用語集は、専門性を有する部分なので、専門的な知見によるご提案、修正案等をどんどんお寄せいただき、事務局で確認願いたい。

企画調整課長が、26～50 ページの（1）健康・福祉分野、（2）子ども・教育分野、（3）平和・文化・市民生活分野の修正点を中心に説明した。

【委員長】 39 ページ 16 行目からの学校の統合については、学校給食費の無償化とともに色々と議論のあるところだ。この件は次回、委員全員がそろったところで、できれば担当部署の方にも来ていただいて、集中的に議論することとする。

【I委員】 健康・福祉分野の基本施策1「まちぐるみの支え合いを実現するための取組み」に「地域包括ケアシステムを“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”と言い換え」とあるが、「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」は26ページの4行目に書いてある。一般的に、定義は先に来るのではないか。26ページを上から読んでいて、3～4行目「まちぐるみの支え合いを着実に進めることで、本市における地域共生社会の実現を目指す」で、互助、共助に続いて公助となっていたので、公助がどこかで強調されるべきではないかと思いながら読み進めていったら、「まちぐるみの支え合い」を地域包括ケアに言い換えると書かれていた。この文は先に来たほうが、しっくり来る。

「いきいき」という言葉が4カ所で使われている。安心して住むということは、マズローの欲求で言うと一番下に当たることだが、「いきいき」は強要されるものではない。「いきいき」はこの文脈に必要なか。よく使われる言葉で不自然ではないが、どう生きるかはその人の自由ではないか。

【B委員】 「まちぐるみの支え合い」について。26ページの枠囲み、議決事項の施策大綱にある「まちぐるみの支え合い」を基本施策1は受けている。議決事項を直せない以上、後付け的になる。なお、「地域包括ケアシステムをまちぐるみの支え合いの仕組みと言い換え」は第六期長期計画をそのまま踏襲した。

「いきいき」は、「誰もがいきいきと安心して住み続けられる」というフレーズがあることと、健康というものを意識すると、「いきいき」という表現をあえて落とす必要もないということ使っている。違和感があるようなら、検討する。

【I委員】 「いきいき」については、こだわりがあるわけではないが、別の自治体の障害者福祉計画に携わる中でも「いきいき」「はつらつ」という言葉が使われており、これに対し、当事者の方々から、強要される筋合いのものではないとの指摘があった。それを受けて、その自治体の計画では削除した。武蔵野市には「誰もが～」というフレーズがあることはわかっている。ただ、当事者の意識に配慮したほうがいいこともあるのではと思い、申し上げた。

【B委員】 自助、共助、公助について。健康保険法、国民健康保険法、介護保険法は、最初に自助について書かれている。国民は自ら自分の健康を守る。介護の状態にならないようにする。この国の法体系は、基本的に自助をうたい、自助でカバーできない場合は共助、共助でもだめなら公助と、自助が先に来る考え方で整理している。

【I委員】 それは重々承知だ。ただ、自助、互助、共助、公助は自己責任論的に聞こえ

るので、国の法体系とは違う順番がいいのではと私自身は思い続けてきた。法体系に合わせた記載にしていることについて特に異議はない。

【委員長】 法体系の自助の強調は、微妙なところがあるが、自助や共助を重視しようという動きがあるのも事実だ。武蔵野市は、地域包括ケアのシステムを「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」と言いかえ、仕組みづくりの責任主体は、もちろん市民でもあるが、行政もある種の責任を負うとしている。市民と行政が一体となって推進するが、まず自助で、それができない部分を行政が行う。そうならない部分があると私個人は思っているが、全てのサービスを公助前提で行うのは難しいという現状もあるので、皆様と一緒にやっていかなければ無理だという理念がわかるような書き加えをすればいいのではないか。私自身は、自助、互助、共助、最後に公助という順番では考えていない。「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」も、そういう形ではつくられていないと思う。

【B委員】 厳密に法体系と言えるのかというのは委員長がおっしゃったとおりだ。また、ほとんどの法律においては、自助、共助を書く一方で、国、自治体の責務、国民の責務が書かれている。したがって、自助を言いながらも、国や自治体はそれに対して支援策を講じなければいけないということが明確に書かれている。武蔵野市はそれを受けとめて、行政の姿勢として「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」を書いたということだと思っている。検討する。

【C委員】 27 ページ3～5行目と、6～15行目は重複している。支援するということがあって、その後に「まちぐるみの支え合いの仕組み」で市民と行政が一体となって推進すると書かれている。3～5行目を削除すれば、すっきりする。

9行目の「あくまで」は要らないと思う。

8行目「連携した継続的かつ体系的に支援する」は日本語的におかしい。「連携し、継続的」で、「た」は要らない。

【委員長】 8行目は見直しをしていただきたい。

3～5行目については、重複をなくして、「まちぐるみの支え合い」は単なる自助、共助に任せているわけではないということが見える形の文章にしていきたい。

【G委員】 自助、共助、公助の順について、それぞれの委員の考え方の整理は、この計画を打ち出す過程でコンセンサスがとれるほど簡単なことではない。また、ここはそれを決める場ではない。やらなくてはいけないことはこれとこれ、考え方はこう、決めなくてはいけないことは今後決めると、一定程度曖昧な文章にならざるを得ない。委員長のおっ

しやる関係が類推できる程度の修文にとどまると思う。

【委員長】 完全なるコンセンサスをとることは難しいが、自助、互助、共助、公助という言葉と、後ろに書いてあることが矛盾しないことが大事だ。公助と共助の関係は、ちゃんと読んでいただければわかるとはいえ、読みやすくすることが我々の責務だ。

【G委員】 30 ページ 21 行目「虐待は人権侵害であり、社会のあらゆる場面にその危険性が潜んでいる」が挿入された背景は何か。

【B委員】 虐待の法律は、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等、対象によって分かれている。動物虐待もある。虐待という概念は非常に広いというニュアンスを入れるために、「社会のあらゆる場面にその危険性が潜んでいる」とした。

【G委員】 「あらゆる」は言い過ぎではないかという気がしている。社会活動の全ての場面において虐待のリスクがあるのか。ほかのものもあらゆる場面において危険性はある。健康を害することも全て入る。人権侵害だけ「あらゆる場面にその危険性が潜んでいる」とするのは相対的にも絶対的にもバランスを失している。表現を緩めたほうがいい。

【委員長】 この問題が難しいのは、虐待を虐待とみなさない人々が非常に多いということだ。現実問題として、例えば子どもへの虐待を「それはしつけ」、「安全確保の措置だ」と言いかえ、暴力を暴力とみなさない。また、虐待は、わかりやすい物理的な暴力だけでなく、コミュニケーションのレベルや、お金をあげないことや、無視をすることなど、本当にいろいろだ。虐待という人権侵害は、私たちが思った以上に、あらゆる部分に潜んでいる。しかも、これは普通の人々が、状況によってはやりかねない。そういう事態が起こった場合、虐待行為をした個人を罰するのではなく、できれば事前に、事前が無理でも、その後に対応するため、個人の問題とはせずに、社会の問題として扱う。ただ、このくらい説明しないと難しいぐらいに虐待の問題は根深い。

【B委員】 A委員からのご指摘も踏まえて、最初「虐待は人権侵害である」という言葉の「人権侵害」を取ろうか悩んだ。ただ、今委員長がおっしゃったように、様々な場面に起こり得る。しかし、環境がそうさせているから仕方がないということにしてしまうのも問題があるということで、人権侵害だということを明確に言うために、今回残した。

ただ、事務局から説明があったように、子ども・教育分野に書かれている児童虐待については、二重に書く必要はないということで落とすこととした。

【G委員】 私は「虐待は人権侵害である」は書いたほうが良いと思っている。反応して

いるのは「あらゆる」という言葉だ。「社会の多くの場面に」としてはどうか。

【D委員】 27 ページのレモンキャブについて。レモンキャブは、登録対象とならない人への対応ができていないことが課題となっている。「受益者負担や公平性」が追加されたが、受益者負担と公平性は行政の全部の事業に言えることで、違和感がある。課題を書いて、それについて検討すると書いてはどうか。

プールについての「全天候型」というのがぴんとこない。屋外ではないということか。

【I委員】 プールについては、事務局と担当部署と私とのすり合わせがまだ継続中だ。今のところ、三者の主張が全部入っている。すり合わせができれば、すっきりすると思う。

【企画調整課長】 レモンキャブについては、個別計画の記載と整合をとる。所管は、持続可能な事業とするために、運行協力員に対する支払いの部分と、その利用料の見合い、運用上の具体的な問題は個別計画に委ね、総合計画はこの記載にしたいようだ。

【D委員】 学童保育も受益者負担だ。レモンキャブだけ「受益者負担」と書くことに違和感がある。

【委員長】 ここは持続性の話、担い手の話、いろいろな話が混在している。この書き方だと、「受益者負担」は利用料を増やすように見えかねない。特出しして書かなければいけないことについて、所管にご確認いただきたい。また、個別計画等で議論の進展があれば、ご報告いただきたい。

【F委員】 48 ページ 20 行目「屋外プールの廃止を支持する市民アンケートの結果も考慮し」とあるが、屋外プールの廃止を支持しない市民のアンケート結果は考慮しないのか。なぜ、支持する意見だけ考慮するという書きぶりなのかがわからない。

【I委員】 私はここは消そうと提案しているところである。担当課と事務局とで最良の表現を検討する。

【企画調整課長】 ここの記載は討議要綱を踏襲している。討議要綱作成当時、「廃止」という言葉の記載をこの委員会で議論し、最終的に合意できたのがこの記載と理解している。所管は個別計画の中で方向性を出し、市民アンケートを行い、7割の方がその方向を支持した。計画に何かしら記載したいが、決定した事項ではなく、調整計画策定委員会の中では合意していないということで、最終的に「結果も考慮し」という記載にとどまった。

【委員長】 変更点は、「誰もが利用できる」が入ったことのみで、基本は討議要綱を踏

襲している。屋外プールの廃止を視野にプールの建て替えを考えるとこの形から、プールの建築のプロセスに関してエスキースをつくる、市民参加のツールを考える等を含めて「検討する」という現段階のものになった。現状からどこまで踏み込むか、ワーキングでも確認いただきながら検討いただきたい。

【G委員】 私は原案を支持している。私たち六長調策定委員会は、全体計画としていろいろなことを考えていかななくてはいけない立場だが、個別計画で適正に上がってきたものは支持せざるを得ない。ただ、この件に関しては、手続的な観点から、私たちは是認することはできないというのが討議要綱をつくるときの議論だった。

【委員長】 プールについては、討議要綱では重要な論点だったが、市民意見は意外になかった。大きな方針は変わらないと思うが、どのような表現をするかについては、ワーキングとしっかり検討していただき、変更点等があれば、次回以降に、理由とともにご説明いただきたい。

【A委員】 虐待について。「虐待は人権侵害であるという認識のもと」は、子ども・教育分野では環境要因が特に大きいと思うので、削除した。一方で、環境要因に問題があるから虐待していいということにはならないので、「人権侵害であるという認識のもと」のかわりに「子どもの権利を保障する観点から」という一文を入れる。子どもの権利条約の中でも、暴力、虐待を禁止すると書かれている。武蔵野市も子どもの権利条例ができたので、子どもの権利の保障を意識するということを書き込んではどうか。

医療的ケア児について。市立保育園における医療的ケア児の保育体制整備を進めることを健康・福祉分野で書くのか、子ども・教育分野で書くのかについては、私は、可能であれば両方で書いていただきたい。医療と福祉の観点から、ケア児に対しては支援が必要だ。また、医療的ケア児が同年齢のお子さんたちと一緒に保育を受けることは、教育的、発達の意義が大きい。医療的ケア児の支援法ができる前に国がまとめた報告書には、医療的ケア児と一緒に育つ経験は、ケア児以外のお子さんの保育の質も向上させるとあった。

【B委員】 29 ページの 18～19 行目に、健康・福祉分野の観点で「医療的ケア児の健全な成長を図るため」という表現にした。子ども・教育分野の保育のところに書くことで、両方で書いていることになる。

【H委員】 今のA委員の意見に全面的に賛成だ。医療的ケア児のコーディネーターは健康課に置くので、健康・福祉分野に書くほうがいい。保育園では、医療的ケア児の受け入

れを行う方向で体制整備している。両方で載せていただいたほうがしっくりくる。

【委員長】 医療的ケア児は医療的な保護だけすればいいという話では決していない。社会に触れ合う機会を十全につくっていくことの重要性を踏まえ、できることを考えたい。

【A委員】 給食費無償化のことをずっと悩んでいる。今、物価が上がっている中で、無償化した場合、予算に対して給食の内容、質を保ち続けることができるのか。

また、私立に通っているお子さんの給食費はどうなるのか。

学習者用コンピュータのタブレットの保全、修理、更新もある。お子さんに対するお金のかけどころをどう考えるか、もう少し資料と議論があったほうがいい。

【委員長】 お金を、子どものどこの部分に重点的に使っていくべきかについて、皆様から意見をいただきたい。ここではあくまで「検討する」であって、給食費無償化をすると書くわけではない。ただ、公開の場で皆さんの意見を出していただきたい。

私は、基本的には、学校給食費の無償化はしたほうが良いと思っている。しかし、市独自でやるべきことなのか。本当は国がやるべきことではないか。一方で、現場レベルでは、この施策は非常に有効だ。教員や学校の負担は確実に軽減される。ただし、お金を払うことによって関心を持ちやすく、意識が行きやすくなるという面もある。ある地方都市は、最近給食の質が物すごく悪くなった。無償化が市だけのコントロールになり、首長がお金を切らざるを得ないと決めてしまった。武蔵野市はそんなことはしないと私は信じているが、その地方都市のようなことは起こり得る。無償化するとしても、例えば、保護者の意見が入りやすくする、あるいは質の管理をしっかりする、給食を通じて食育をするという部分について専門的見地と市民目線を入れるガバナンスの仕組みを考えないと、給食というものの距離が遠くなる。私は今の記載を変えたほうが良いという強い意見ではないが、ガバナンスのあり方も含めて、いずれは検討していただきたいと思っている。

【G委員】 学校給食費の無償化をすると、学校と教員の負担は確実に減るということについて教えてほしい。

【委員長】 給食費集金の負担が減る。今は振込が多くなっているので、昔のように子どもがお金を持っていくということはほぼないが、振込にしない家庭があると、お金を集めなければいけない。また、払ってくれない人がいたときには、督促をしなければいけない。その負担は、まず教員に来る。事務職員が担う場合もあるが、徴収とマネジメントは学校にとって負担だ。生活保護で給食費が無償化されている子に対する視線についても、教員

が裁量しなければいけない。

【H委員】 現場を確認したところ、今、武蔵野市で少なくとも教員にはあまり影響はなく、事務員には多少負担があるものの、それほどではないと聞いている。

【委員長】 武蔵野市は豊かだからこそというのもあると思う。

【G委員】 全てにおいて優先順位しかない。財政が本当に潤沢だったら、実施すればいいが、豊かである武蔵野市の財政であっても、今後は大規模な公共施設の更新時期に入るので、今まで以上に厳しい状態になる。その中で、必要なものに関しては進めていかなくてはならない。優先順位は私たち調整計画策定の議論で収れんできることではなく、専門の委員会をつくって、徹底的な議論をしなくてはならないことだと個人的には思っている。したがって、表記も今のものしかないのではないか。

市長は前に、これは年間5億円と言っていた。今、武蔵野市の財政規模は600～800億円で、1%弱が毎年出ることになる。また、5億円を10年間やったら名目値は50億円、100年やったら500億円だ。子どもの数が少なくなるということもあるが、5億円というお金が一過性のものでなく毎年出るとなると、財政的な負担はかなり重くなる。そこも踏まえて私たちは議論していかなくてはならない。

一方、タブレットの更新費用をどう捻出するのか。更新のたびにタブレットの価格は上がる。経済的に恵まれた家庭の子どもたちはタブレットを持てるが、学校教育でデバイスとして使うのであれば一律供与することになり、結構な金額になる。給食費無償化はさすがにタブレットの更新よりは劣後ではないかというのが個人的な意見だ。最終的には、専門的な委員会で、市民からも意見を聞きながら決定するしかないのではないか。

【D委員】 毎日給食を食べている小学生に意見を聞きたいところだが、毎月給食費を払っている一親の個人的な意見を言えば、無償化されてもありがたみはあまりない。今後の世の中の動向を考えると、IT機器に投資したほうがいい。

文章はこれでいいと思う。ただ、パブリックコメントでは「無償化は基本的には国がやるべきだ」という回答をしようと思うので、「国の動向を注視しながら」という文言があればいいのではないか。

【B委員】 我々は少子化対策を頑張らなければいけないことになっていて、まず、子どもを増やす。給食費無償化の施策を行うのであれば、一過性で終わるものではなく、普遍的なものとしなければいけない。子どもの数が増えても続けるには、市としての覚悟が必要だ。慎重に検討する必要がある、書き方はこれが限界ではないか。

【委員長】 今、B委員がおっしゃったことを私はわからなくもないが、学校給食費の無償化は少子化対策なのか。これだけでは絶対に出生率は上がらない。位置付けに注意が必要だ。なぜ学校給食費の無償化が必要なのかという本質に関わる。親の経済的負担を下げるためにこれが行われているのか。武蔵野市は実感がないかもしれないが、給食によって子どもが生き長らえる部分は確実にある。例えば、給食費を払わない親がたくさんいることによって給食が劣悪化したら、しわ寄せは子どもたちに行く。給食の無償化には様々な文脈がある。

【B委員】 私の言い方が誤解を招いたかもしれない。少子化対策の結果として子どもが増えていったら、5億が6億、10億となることも想定しなければいけないという意味合いだ。

【C委員】 子ども・教育分野に、ほかからどのくらいのお金を持ってこれるのか。ここから削れるのではないかという部門はあるのか。

【G委員】 その判断は政治だと思う。これは無駄だなどということを私たち調整計画策定委員は第三者的に言うことはできない。クオリティーのKPIをつくってバリュー・フォー・マネー等を使うとしても、それはひとつの見方にすぎない。何を優先するため、どこからお金を捻出し、何を削減するという権限を持っているのは、市民から選ばれた市議会であり、市議会が行政の出した予算計画について議論して決める。私自身も、武蔵野市の予算と執行状況を全部チェックしたわけではないし、それは私の能力を超えるものだ。

【委員長】 財政シミュレーションは、次回に財政計画について詳細な確認がある。そこでどれぐらいの余裕があるのか、ある程度見られるのではないか。

武蔵野市で例えば年間5億円を毎年払ったからいきなり財政がガタガタになるということは、絶対ないだろう。あとは、ガバナンスや質の担保の仕組みを踏まえながらどこまでできるのかだ。

【G委員】 公会計は、毎年度予算を使い切る。ここが企業会計や家計との違いだ。どこかに利益金があつて剰余金がたまっていくという世界ではない。例えば100の収入があつたら、この100は今ある施策に割りつけて、使い切る。したがって、5億円の支出をつくるには、何かから5億円を削らない限り、施策を展開できない。ただ、絶対必要なものと認められて、例えば地方の税収が足りない場合は、国が交付税措置ということで資金を毎年入れる。これが、シャープ勧告以来の日本の公会計の考え方だ。武蔵野市は心配することはないが、何にでも使える余裕があるというわけではない。いくら財政力指数が百何

十%でも、それだけのお金を毎年使いきっている。つまり、武蔵野市民は、ほかの市よりも恵まれた施策を今も受けている。5億円を捻出するには、ほかの市に比べて恵まれた施策がたくさんある中のどれかを削るということをしなければいけない。

【委員長】 学校給食費の無償化について、「国や都の動向を注視しつつ」という1行を入れることについては、事務局、ワーキングと議論していただきたい。

(2) その他

企画調整課長が、8月7日に開催する第17回委員会及び8月17日に開催する第18回委員会の議事の概要について説明した。

【G委員】 市報特集号に掲載するイラストの発注は市内の会社か。市外の会社か。

【企画調整課長】 特集号は通常の市報と同じ会社である。市外の会社と聞いている。

【G委員】 クリエイティブ産業育成に直結するものなので、次の機会は、イラストの部分だけでも市内の会社に出していただきたい。

以上の議事を経て、委員長が第16回武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会を閉じた。

以 上